

BERLIN URBAN NATURE PACT

ベルリンアーバンネイチャー協定

私たち一都市、基礎自治体、および広域自治体一は、人類の未来、および市民のウェルビーイングと健康の基盤である都市の自然と生物多様性のために、本協定を締結する。



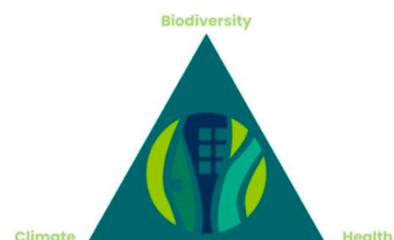
私たちは、生物多様性の深刻な損失が、都市環境、インフラ、バリューチェーン、経済、そして人間の健康とウェルビーイングに対する差し迫った脅威であることを認識する。世界規模で必要とされる変革を促すには、地域レベルでの即時かつ大胆で、他の模範となるような行動が不可欠である。都市および基礎・広域自治体は、既に地域での行動を推進する上で重要な役割を担っており、生物多様性の喪失を反転させ、都市の自然を豊かにする取り組みを強化できる、他にはない立場にある。

さらに私たちは、生物多様性危機と気候危機、およびそれらが人間の健康に及ぼす影響が深く相互に関連しているため、本協定が掲げる統合的なアプローチが不可欠であることを強調する。こうした課題に対抗する鍵として、生物多様性と人間のウェルビーイングを中心据えた「自然に基づく解決策」を重要な要素として位置づける。

都市は、私たちの健康とウェルビーイングの基盤となる独自の生態系であり、その生態系を私たちは守り、形づくり、享受している。適切に機能する都市生態系は、空気と水の浄化、都市ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の維持、そして私たちの健康とウェルビーイングを支える役割を果たす（UNEP 2024¹）。

私たちは、相互に関連する生物多様性と気候危機への対応が重大かつ緊急の課題であることを認識し、人間、動物、緑地のウェルビーイングを守る行動の調和を達成することが、容易ではないが、不可欠な取り組みであると理解する。

私たちは、生物多様性管理のための統合的アプローチが、人と自然がともに繁栄し、調和して共存する大きな機会を提供することを認識する。したがって、地域および生物地理的条件に適応した、自然環境およびその保全・回復に向けたこうしたアプローチを歓迎し、積極的に推進する。



1 <https://www.unep.org/topics/cities/cities-nature/nature-cities>

国際協力と国連生物多様性条約へのコミットメント

私たちは、地域および地方レベルでの行動が累積的に及ぼす影響を認識しており、住みやすく、健康的で、生物多様性に富み、気候変動に強く、公正な都市を確保するための変革的行動においてリーダーシップを発揮し、生物多様性を保全し、都市の自然を高めていく責任を負っている。

私たちは共同の努力を通じて、国連生物多様性条約第15回締約国会議（UN CBD COP15）において締約国が定めた目標の達成に貢献し、我々と将来の世代のための持続可能な未来に向けたその実施を加速させる。この目的のため、我々は進捗状況を国連生物多様性条約プロセスに報告する。

ベルリン都市自然協定（以下「本協定」という）は、2030年までに世界中の都市において、生物多様性の損失を食い止め、反転させることにより、人々と地球の双方の利益となる自然の回復軌道への移行を目指す。本協定は、2020年「エдинバラ宣言」および2022年「モントリオール誓約」を基盤とし、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」ならびに「生物多様性に関する地方政府・都市・その他の地域当局のための新たな行動計画（2023-2030年）」の実施に焦点を当てている。

本協定の主要な行動は、エдинバラ宣言とモントリオール誓約を継承するものである。私たちは、これらの行動を、各都市および基礎・広域自治体に適用される国家や地域レベルの目標の中に、縦横に統合していく。



私たちは、数多くの地域・地方・国際的ネットワークや連合、ならびにそれらに関連する自主的なコミットメントが成功への中核的な道筋であることを尊重しつつ、実装のためのネットワークを形成し、優良事例や経験を共有し、課題やその解決策を議論し、都市間の多方向の対話を通じて互いに学び合うことを目指す。

ベルリン市は、ベルリン主導の本協定事務局を設置することを約束する。本協定の各署名都市は、本協定の実施に関する窓口となる責任者を任命する。

実施原則

私たち協定署名都市は、ネイチャーポジティブな都市の時代への道を先導し、2030年までに以下の原則に基づき、他の模範となるような主要な行動を実施することを約束する。

(1) 行動と野心へのコミットメント

私たちは、本協定の各目標において、都市の生物多様性を保護・保全・回復することに取り組む。そのため、2030年までに、設定された目標の達成、あるいは少なくともその達成に必要な条件と措置の整備を目的とした、的を絞った目に見える行動・プロジェクト・プロセスを実施する。目標達成に向けた行動は、都市域の生物多様性を改善するうえで、新規性・革新性・野心性を備えたものとする。とりわけ、生物多様性の課題に取り組むと同時に、気候変動の緩和・適応、さらには人間の健康とウェルビーイングにも相乗的な便益をもたらす「自然に基づく解決策²」の活用に重点を置く。

私たちは、先導者として、また変革を波及させる推進役として行動し、管轄区域内のあらゆる目標について、可能な限り高い水準の野心を掲げる。行動へのコミットメントを示し、これを称えるため、市長による本協定への署名を行い、本協定の存在を広く周知する。

私たちは、本協定を、世界中の加盟都市による実施のための連携枠組みと位置づける。

(2) 政策・ガバナンス・資金調達枠組みの整合と強化

私たちは、本協定の目標を地域・地方・国家の政策枠組みと整合させ、本協定の目標の実施と都市における生物多様性の保護・促進・回復を支える政策・ガバナンス・資金調達枠

² 私たちは、「自然に基づく解決策（Nature-based Solutions）」について、国連環境総会（2022年3月）の定義を適用する。自然に基づく解決策とは、「自然の、または改変された陸域・淡水域・沿岸域・海洋の生態系を保護・保全・回復し、持続可能に利用・管理するための行動であり、社会的・経済的・環境的な課題に対して効果的かつ適応的に取り組むとともに、人間のウェルビーイング、生態系サービスとレジリエンス、および生物多様性に便益をもたらすもの」と定義されている。詳細情報：UNEP, IUCN

組みを構築する。また、地域の状況や制約を踏まえつつ、大都市圏から広域自治体に至るまで、当該都市圏における関係する自治体レベルと協働し、最も適切なスケールで本協定の目標を達成することを約束する。

具体的には、都市の生物多様性とグリーンインフラを支援する関連政策を策定・更新し、自然に基づく解決策を統合し効果的に主流化することを、自治体各部局や都市計画、民間セクターおよび事業者に共通する最優先課題の一つとして位置づけることで、都市および地域の経済的レジリエンスを高める。

私たちは、目標の主流化と実現に向け、市行政内の部門・セクター間での連携・調整を強化する。地域イニシアチブのための公的資金プログラムや官民連携など、望ましい成果を確実に生み出すための効果的なインセンティブを提供することを約束する。さらに、必要に応じて公共調達を活用し、目標の推進と実施を図る。

(3) SMART 目標に基づく本協定行動計画の段階的実施

各自治体の状況、優先度、能力に応じて、28 の SMART 目標から少なくとも 15 項目を選定し、2030 年までにそれらを達成するための道筋を策定する。私たちは、地域の実情や制度的枠組みを踏まえ、具体的で (specific) 、検証可能で (measurable) 、実現可能で (achievable) 、適切で (relevant) 、期限を定めた (time-bound) 、SMART の観点に基づく実施ステップを定め、本協定の約束事項を運用可能な形に落とし込む。行動計画では現状（基準年：2020 年）と選定した目標を明確に示す。

行動計画では、2030 年までに設定目標を達成するため、関連する行動、技術的実施方法、責任主体、期限付きマイルストーン、資源の配分、効果のモニタリングについて明確にする。私たちは、本協定への署名から 1 年以内に、この行動計画を策定する。

2030 年末には、本協定の目標の達成状況を検証し、各都市において取り組む目標数を増やす可能性を検討する。あわせて、生物多様性に関する取組が継続し、引き続き優先課題として位置づけられるよう、2030 年以降の本協定の進め方について共同で協議する。

(4) 地域イニシアチブおよびステークホルダーとの平等かつ公正な共創

本協定の目標の実施にあたっては、先住民族や地域団体を含む、不利な立場に置かれた脆弱なグループやコミュニティのニーズに特に配慮し、環境面での平等と公正を促進する。環境面での平等と公正には、都市の緑地や生物多様性への平等なアクセス、ならびに教育・情報・参加機会の平等が含まれる。

私たちは、本協定の目標の実現に向け、協働・共創・積極的パートナーシップを促進する。地域コミュニティ、先住民族、女性、若者、市民社会、NGO に加え、ビジネス、教育、政策、学術分野のパートナーなど、関係するステークホルダーと連携して取り組む。

積極的な共創は、2030年までに本協定の目標を、タイムリーかつ実践的に、迅速に実施することに重点を置く。

(5) 都市の能力強化と協働

私たちは、都市を、都市の生物多様性の保護・促進・回復における機会と課題に関する重要な知識ハブであると考える。この知識を活用し相互に刺激し合うために、知識や優良事例、得られた教訓を共有し、プロセス重視の行動やパイロットプロジェクトを立ち上げ、実施し、それらの知見を関心を持つすべての都市が利用できる形とする。本協定事務局は、このプロセスを支援し、促進する。

私たちは、年1回（オンラインまたは対面）で会合を開催する。会合は本協定の署名都市が順番に主催し、能力強化と協働の目標達成に貢献する。各都市のニーズと関心に基づき、ウェビナーや対話を企画し、課題と解決策に関する意見交換・議論を可能にするガイドンス文書を作成するとともに、都市間および各都市内の能力強化を推進する。

(6) 進捗のモニタリングと報告

年次協定会議において（例：CitiesWithNature アクション・プラットフォーム上で）、各協定目標への進捗状況を国連生物多様性条約（UN CBD）への貢献として報告する。このプロセスは共同報告プロトコルにより促進される。報告内容には、本協定の実施の進捗状況に関する報告書へのリンク、都市における生物多様性および生物多様性行動の概要、関連する活動に関する情報などが含まれる。

本協定の目標

私たち協定署名都市は、ネイチャーポジティブな都市の時代への道を先導し、2030年までに以下の目標を達成することを約束する。前述の通り、署名都市となるには、28の目標のうち少なくとも15項目に取り組む意図が求められ、さらに可能であれば、各目標領域から少なくとも1項目を含めることが望まれる。

(1) 教育と自然体験

1.1 私たちは、学校、大学、その他の教育機関（例：博物館、植物園・動物園、NGOなど）との協働を積極的に推進し、教育と能力強化のための公共の生物多様性プログラムを開発・実施する。

1.2 私たちは、すべての子どもたちが自然の中での深い体験を得られるよう支援する。このため、15歳までのすべての子どもに対し、少なくとも年1日、教育的に支援された無料で完全にアクセス可能な自然の中での深い体験を提供する。

1.3 私たちは、森林や公園、その他の生物多様性に富む公共の緑地・水辺空間において、自然に基づく環境教育を提供するレンジャーや指導員による現場での教育活動の実現に努める。

(2) 種と生息地

2.1 私たちは、絶滅危惧種の保全状況を改善する。管轄区域内の生息地を保護・回復し、持続可能に管理することにより、生態学的状態が不良とされる種および生息地の少なくとも30%が、良好な状態に達するか、少なくとも改善に向かうプラスの傾向を示すことを目指す。また、これらの生息地の状態が悪化しないよう確保する。

2.2 私たちは、保護区、および保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECMs³）の割合を30%に引き上げる。

2.3 私たちは、種と生息地構造の豊かさとレジリエンスを高めるために、生息地の連結性を高める施策を土地利用計画の中核に位置付ける。

³ CBD は「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECMs）」を、次のように定義している。「保護地域（Protected Area）以外で、地理的に画定された区域であって、生物多様性の域内保全およびそれに関連する生態系の機能とサービス、ならびに該当する場合には文化的・精神的・社会経済的その他地域にとって重要な価値について、長期的に持続する肯定的な成果をもたらすような形で統治され、管理されている区域。」（CBD 決定 14/8）

2.4 私たちは、昆虫の生態的環境を改善する。そのために、公共の都市農業地域における農薬・合成肥料の使用量を50%削減し、全ての公共の都市緑地における除草剤・殺虫剤の使用を100%中止する⁴。

2.5 私たちは、優先して対策すべき侵略的外来種を特定し、これらの種の定着率および在来種・生息地への影響を低減するための措置を講じる。侵略的外来種の少なくとも50%に対して個体群管理を実施し、有害ではない状態を達成する。

(3) 共生

3.1 私たちは、都市開発において人と自然の健全な共存を支援する。人々のための新たな建物やインフラを建設する際には、在来動物の利用を促す、生物多様性に配慮した設計要素の組み込みも考慮すべきである。

3.2 私たちは、公共の建築物に対し、建物で繁殖する種の保護措置（鳥類、昆虫、コウモリ等の生態的ニッチの模倣など）やガラス面へのバードストライクの防止措置を含む規制を策定し、導入する。

3.3 私たちは、生物多様性に配慮した緑化屋根や緑化ファサードに関する建築基準を策定し、新たに行われるすべての民間および公共開発の少なくとも50%にそれらを適用する。

3.4 私たちは、公共の建築物や街路照明による都市の夜間光害を50%削減することで、昆虫・コウモリ・鳥類・両生類・植物への被害を最小限に抑える⁵。

(4) グリーンインフラと生態系

4.1 私たちは、道路を含む公共空間において、住民6人につき1本の樹木を確保することを目指す。

4.2 私たちは、樹冠被覆率10%以上を達成し、各区域に最適な解決策を見出すため、地区ごとのアプローチを推進する。

4.3 私たちは、樹木・低木・その他植物種の選定にあたっては、気候変動への耐性と種の多様性を考慮し、可能な限り在来種を優先する。同様の基準を、他の緑の生息地（低木地、草原、ステップなど）およびそれらを構成する地被植物にも適用する。

4.4 私たちは、すべての市民が、自宅から500メートル以内（徒歩圏内）に一般に開放された緑地へアクセスできるような環境を実現する。

4 緊急時を除く（例：外来種の侵入や疫病の大発生）。

5 この目標を達成するため、私たちは、昆虫に配慮した照明、需要に応じた制御、そして必要な場所に限定した照明の導入に努める。そのために、屋内および屋外照明の光の強度と向き、消灯時間を最適化するとともに、自治体施設および公共の緑地・水辺空間における屋外照明については、長波長の光へと切り替えていく。

4.5 私たちは、公共の都市緑地の少なくとも 25%において、生物多様性を重視した緑地管理基準を確立する。

4.6 私たちは、管理された森林について、森林管理協議会（FSC）または同等の認証を取得する。管轄区域内の森林面積の 10%において、森林管理体制を大幅に縮小し、原生的な状態や自然林の再生プロセスを可能にする（山火事防止のための土地管理を除く）。また、森林の皆伐を防止する。

(5) ブルーアイナフラと水管理

5.1 私たちは、管轄区域内の劣化した淡水・沿岸および海洋生態系、湿地および泥炭地の少なくとも 25%に対し、回復・再生のための措置を実施する。

5.2 私たちは、自然に基づく解決策として、生物多様性を促進する施策と組み合わせたスポンジシティ⁶型の雨水管理を、新規開発プロジェクトおよび都市再生における標準的な都市計画パラダイムとして採用する。

(6) 土壌の健康

6.1 私たちは、管轄区域内において、地下水に関する汚染土壌の回復についての野心的な目標を設定し、その実現に取り組む。

6.2 私たちは、土壌の不透水化（ソイルシーリング）を抑止し、都市の生物多様性に富む緑地について、純減を生じさせないこと（ノー・ネット・ロス）を目指す。

6.3 私たちは、建設工事による樹木の腐朽を防ぐため、都市樹木の周囲における土壌の締固めを緩和する対策を講じる。農業用土壌の締固めを軽減する技術的な優良事例の導入も行う。

6.4 私たちは、風や水によって生じる侵食の悪影響を緩和するため、露出した土壌に対して、自然に基づく解決策を導入する。

(7) 食と農

7.1 私たちは、農地の少なくとも 10%に、生物多様性の高い多様な景観要素を有する区域を確保する。

7.2 私たちは、農地の少なくとも 25%において、農業生態学に基づく実践⁷を実施する。

⁶ スポンジシティとは、雨水や豪雨時の水を、その降った場所で保持し吸収するように設計された都市を指す。雨水は、自然に基づく解決策を用いて、浸透・滞留・貯留・処理・排水を増やすことによって管理される。これには、例えば、公園、透水性舗装、レインガーデン、浸透・貯留マス、都市の庭や植栽地、壁面緑化や屋上緑化などが含まれる。

⁷ 農業生態学に基づく実践には、例えば、被覆作物・捕捉作物、圃場における作物残渣の残置・輪作における多年生作物期の延長、多年生作物の利用、パーマカルチャー、耕起の削減および不耕起に加え、アグロフォレストリー、木本性の景観要素、フードフォレストなどが含まれる。

7.3 私たちは、農地における合成肥料の使用量を少なくとも 20% 削減する。

7.4 私たちは、市民農園やコミュニティガーデンの純面積を維持、拡大することを目指すとともに、そこで生物多様性に配慮した管理を促進するプログラムを確立する。

以上

翻訳日：2025 年 11 月 26 日

翻訳者：山崎嵩拓（東京大学）・飯田晶子（東京大学）